

論文

銀行の自己資本比率規制

小林 威雄

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| まえがき | Ⅲ 銀行の自己資本比率向上のための諸対策と課題 |
| Ⅰ わが国における銀行の自己資本比率規制の推移 | あとがき |
| Ⅱ 現行 銀行の自己資本比率規制 | |

まえがき

昭和63年12月22日の「『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について」(蔵銀第2424号)によって海外に営業拠点を有する銀行に対して新たな自己資本比率として国際統一基準が昭和63年3月期分から適用されることになった。そこで、この機会に戦後のわが国における銀行の自己資本比率規制の推移を概観し、現行の改正された銀行の自己資本比率規制、国際統一基準導入の経緯、その背景、特徴、そしてその内容を考察し、自己資本比率向上のための諸対策と課題、なお引き続き注目され、検討されている問題について整理してみた。

Ⅰ わが国における銀行の自己資本比率規制の推移

戦後、銀行の自己資本ないし自己資本の充実については、昭和26年の大蔵省銀行局通達「当面の財政金融情勢に即応する銀行業務の運営に関する件」(7月5日、蔵銀第3153号)、昭和28年の「銀行の増資について」(2月18日、蔵銀第671号)、「銀行業務の合理化等について」(3月19日、蔵銀第1083号)、「決算経理の基本原則について」(3月19日、蔵銀第1084号)などによって行政指導が行われてきたが、具体的な銀行の自己資本比率の目標値が設定されたのは、昭和29年の「昭和29年度下期決算について」(12月23日、蔵銀第3232号)においてであった。

この昭和29年の通達において設定された目標値は、預金残高に対する自己資本比率である。すなわち、「本年9月末における全国銀行の預金残高に対する自己資本(もっとも広義の)割合は、7.2%(都市銀行6.9%、地方銀行6.1%)であり、戦前の半ばにも達しない状況である。当面における銀行経営の目標は、可及的速かに、少なくとも上記割合が10%に達するようあらゆる努力を傾けることであり、既に10%をこえる銀行についても、さらに一段の努力を重ねるこ

とが必要である」とし、さらに「従来から経常収支を一定割合以内に止めるよう指示してきたこと、各種準備金の積立を強力に勧奨してきたこと等は、これを要するに、預金に対する保証担保としての自己資本の充実強化を銀行経営の最大の目標とすべきことを端的に表わしたものにほかならない」としている。したがって、この通達における自己資本充実の要請の目的は、預金者の保護であり、しかも内部留保の充実、経営の合理化、各種準備金の積立などによる自己資本の充実であった。そして、目標値10%という自己資本比率は、預金を分母とする自己資本比率規制であった。

この期末預金残高を分母とし、広義の自己資本を分子として10%以上を目標とする自己資本比率規制は、昭和57年4月1日、新「銀行法」の施行に伴って発出された「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」(昭和57年4月1日、蔵銀第901号)通達の別紙「普通銀行の業務運営に関する基本事項」の第2 資産運用関係、1. 運用諸比率 (2) 自己資本比率において「自己資本比率(広義)は、10%以上を目標とする。(注)自己資本比率(広義)とは、

資本勘定(外部流出分を除く)、貸倒引当金、退職給
与引当金、その他の引当金及び特別法上の引当金

預金及び譲渡性預金の期末残高

をいう」として継承された(昭和54年5月16日から譲渡性預金の取扱いが開始されたので、譲渡性預金が分母に追加された)。

他方、金融制度調査会は、昭和57年9月16日に「当面の審議事項の一つとして、経済金融の国際化や金融市場の自由化等が進展しつつある現状からみて、わが国における金利を含む広い意味での金融の自由化についてどのように対処したらよいかについて審議を行うことを決定し」、「今後の金融のあり方に関する小委員会」を設置した。そして、同小委員会は、昭和58年4月に「金融自由化の現状と今後のあり方」、昭和59年6月に「金融の国際化の現状と今後の対応」と題する第一次、第二次中間報告をとりまとめ、さらに昭和60年6月に「金融自由化の進展とその環境整備」と題する報告書をまとめた。そして、さいごの報告書は、金融制度調査会の答申として提出された。

この答申は、金融の自由化を円滑に進めるための環境整備について、行政当局が対応すべきものとして1 経営諸比率指導の重視、2 金融機関検査の充実、3 預金保険制度の整備拡充などを指摘している。

大蔵省は、この答申を受けて自己資本比率をはじめとする経営諸比率の見直しについて検討し、昭和61年5月23日、経営諸比率の見直しに係る改正通達、「『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について」、「『信託銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について」、また新たに「外国為替専門銀行の資産運用等について」および「長期信用銀行の資産運用等について」(蔵銀第1180号)を発出した。

この全国銀行の経営諸比率の見直しに係る改正通達の主な内容を「『普通銀行の業務運営に

関する基本事項等について』通達の一部改正について」においてみれば、つぎのとおりである。

1. 「第2 資産運用関係」中の「1. 運用諸比率」を、「経営諸比率」に改称した。
 2. 第2の1の「(1) 預貸率」を削除し、預貸率の目標値(80%)を廃止した。
 3. 第2の1の「(4)」を「(3)」として「営業用不動産比率」, 「(3)」を「(2)」として「流動性資産比率」, 「(2)」を「(1)」として「自己資本比率」とし、自己資本比率の内容を大きく改正した(後述)。
 4. 第2の「4」を「5」として「営業用不動産取得」, 「3」を「4」として「有価証券」, 「2」を「3」として「商品有価証券」とし、「2」として「大口信用供与」を加えた。普通銀行の大口信用供与規制は、それまで「銀行法施行令」によって貸出金のみが規制の対象となっており、貸出金の限度額は広義の自己資本(資本金および準備金の合計額)の20%となっていたが、与信の方法が多様化してきていることから、これを補完する新たなガイドラインとして、(1) 同一人に対する信用供与限度について——同一人に対する貸出金とその他の信用供与の合計額は、自己資本(資本金および準備金)の30%程度、(2) 関連子会社に対する信用供与を含めた信用供与限度について——同一人に対する信用供与と当該同一人の関連子会社に対する信用供与の合計額は、自己資本の40%程度という信用供与限度が設定されたわけである。
- さて、改正された自己資本比率は、「本則」と「補則」とにわけられ、つぎのようになっている。

「イ 自己資本比率(本則)は、次の算式によることとし、4%程度以上を目標とする。

自己資本比率(本則)

$$\frac{\text{資本勘定(外部流出分を除く)} + \text{諸引当金勘定} + \text{税効果相当額として別に定めるもの} + \text{その他別に定めるもの}}{\text{総資産(期中平均残高)} - \text{支払承諾見返勘定(借入保証, 債券発行保証その他の別に定めるものを除く)} - \text{債権償却特別勘定相当額}}$$

ロ 海外支店を有する銀行については、イに加え次の算式による自己資本比率(補則)6%程度以上を目標とする。

自己資本比率(補則)

$$\frac{\text{資本勘定(外部流出分を除く)} + \text{諸引当金勘定} + \text{税効果相当額として別に定めるもの} + \text{有価証券の時価と帳簿価額の差額の70%相当額} + \text{その他別に定めるもの}}{\text{総資産(期中平均残高)} - \text{支払承諾見返勘定(借入保証, 債券発行保証その他の別に定めるものを除く)} - \text{債権償却特別勘定相当額}}$$

(イ) 自己資本比率(本則)

従来の自己資本比率は、前述のように預金者保護を目的とするものとして位置づけられ、預金および譲渡性預金を分母とする自己資本比率規制であったが、この自己資本比率規制においては、金融の自由化、国際化の進展に伴う信用リスクなどの諸リスクの増大に対応することができなくなったとして、自己資本の充実は、金融の自由化、国際化の進展に伴う諸リスクの増

大に対応し、銀行の自らの責任において負担する能力を高めるために重要である、という考えに基づいて、自己資本比率を資産面に損失が生じた場合に、その損失を補填するための最終的な負担能力を示す指標として位置づけ、総資産を分母とする自己資本比率規制に改正された。そして、自己資本および総資産の内訳についての調整が行われた。

分子の「資本勘定(外部流出分を除く)」とは、資本金、新株式払込金、資本準備金、利益準備金、その他の剰余金の合計額であり、「諸引当金勘定」とは、貸倒引当金(ただし、債権償却特別勘定については、特定の不良資産に結びついているものであり、資産の損失が生じたときの最終的な負担能力を示す役割を果たしえないので除かれている)、退職給与引当金、その他の引当金および特別法上の引当金の合計額をいい、「税効果相当額として別に定めるもの」とは、「決算経理基準等に基づく会計上の処理と税法上の処理との間に差異(期間差異)が生ずる場合の税効果額について、次の算式(税効果相当額=期間差異総額×実効税率)により計算したものをいう」としている。税効果額というのは、たとえば貸倒引当金や減価償却などについて、税法上の損金に算入される場合であっても有税により引当金などを積立てる場合があるが、このような税法上の処理と銀行の決算経理基準に基づく会計処理との期間差異から生じる。税効果額は、将来無税化されると損金に算入され、法人税などが減少し、その分当期利益が増加することになり、それは自己資本に含めてもよいという性格をもっているということから、税効果相当額が算入されている。なお、「期間差異総額」とは、貸倒引当金有税分、減価償却有税分、事業税引当額など10の科目の期末の総額であり、「実効税率」は60%とする、ということが注記されている。

分母になる総資産は、銀行の期末残高重視の傾向を勘案して、より実態を反映するものとして、期中残高にされている。なお、その他は期末残高とされている。

分母である総資産のなかの支払承諾見返については、貸出金と同等の信用リスクのあるものは総資産に含め、それ以外のは総資産から控除するということになっている。これは、諸外国においては、保証などがオフ・バランスになっているが、リスク・アセット・レシオなどのかたちでオフ・バランスの一部を規制の対象とする方向にあり、またリスク管理の観点から、支払承諾見返をすべて控除することは問題である、ということから、リスクの低いものだけを控除するということになっている。

つぎに、自己資本比率(本則)の目標値は、当該比率の銀行における実態や諸外国の実情などを総合的に勘案して4%程度以上ということにされている。そして、昭和62年4月1日から適用し、目標年度は、平成2年度とする、としている。

(ロ) 自己資本比率(補則)

「補則」における分子には、「本則」の分子に有価証券の時価と帳簿価額の差額、いわゆる有価証券の含み益の70%が加えられている。ところで、海外に支店を有して国際金融業務を行っている金融機関については、国際業務は国内業務に比べてリスクが大きいこと、国際的な銀行

監督当局の動向を配慮する必要があるということから、6%程度以上というより高い水準の目標値が設定され、昭和62年4月1日から適用するとしている。

この「補則」の位置づけは、海外に支店を有して国際業務を行っている銀行の「本則」に加えて課される追加的、補完的な目標値とされており、このような位置づけから、「本則」のように目標年度は設定されていない。

Ⅱ 現行 銀行の自己資本比率規制

まえにのべたように、戦後、はじめて設定された預金残高を分母とする自己資本比率は、1986年(昭和61年)5月に総資産を分母とする自己資本比率(本則)と自己資本比率(補則)に改正されたが、それから2年7ヵ月後、1988年(昭和63年)12月22日の『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について(蔵銀第2424号)によって海外に営業拠点を有する銀行の自己資本比率については、同年7月11日に国際決済銀行(Bank for International Settlements—以下B I Sと略す)の中央銀行総裁会議において合意、決定した国際統一基準の自己資本比率規制、リスク・アセット総額を分母とする新しい自己資本比率規制を適用するという改正が行われた。前回の改正は、金融制度調査会の答申を受けて行われた改正であったが、今回の海外に営業拠点を有する銀行に適用する自己資本比率規制の改正は、B I Sにおける合意内容に基づいて行われた改正である。

そこで、まずB I Sにおいて、銀行の自己資本比率規制の国際統一基準が合意、決定されるにいたった経緯とその背景について概観し、つぎに国際統一基準の特徴を整理し、わが国における改正された自己資本比率の内容を考察することにする。

1. 国際統一基準導入の経緯とその背景

自己資本比率規制が国際的統一化にいたった経緯を整理してみるとつぎのようになる。

(1) B I Sの銀行規制監督委員会は、銀行の自己資本の充実を含む銀行監督上の諸問題について検討するため、主要国の中央銀行および銀行監督当局の代表をメンバーとして1975年に発足した。(注)

(2) 同委員会は、早くから自己資本の重要性に注目し、B I S内部で自己資本の充実を勧告してきたが、とくに近年における銀行業務の自由化、金融市場の国際化、機械化の進展など金融環境の変化に対応して1984年3月以降、中央銀行総裁会議の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の国際的統一を目指す基準の設定についての検討を開始した。

(3) 1987年1月8日、アメリカおよびイギリスは、「銀行の自己資本比率規制に関する米英共同提案」を発表し、G-10諸国にこれを検討し、参加するよう要請があった。

(4) 銀行規制監督委員会は、「米英共同提案」を受けて、銀行の自己資本比率規制の国際的統一化のための検討作業を本格的に行うことになった。

(5) その後、検討作業が進められ、1987年11月、同委員会は、その検討結果をとりまとめた報告書「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」について同意した。

(6) 1987年12月7日、B I S中央銀行総裁会議は、銀行規制監督委員会の報告書を了承し、同報告書に基づいて各国の銀行監督当局がそれぞれの国の銀行界との調整を行うことにした。

(7) 同年12月10日、同委員会の報告書の提案がそのまま盛り込まれた文書が公表された。この文書は、銀行の自己資本比率の国際的統一規制を国内で適用するための技術的問題点等について各国の監督当局が銀行界と協議をする際の基準となるものとして位置づけられ、最大限6カ月の協議期間が設けられた。

(8) 1988年6月27日～28日の銀行規制監督委員会において、各国の銀行界との協議結果を踏まえた総合調整が行われ、銀行の自己資本比率規制の国際的統一に関する基本的な枠組みについての最終報告書がまとめられ、合意が成立した。

(9) 1988年7月11日のB I S中央銀行総裁会議は、同委員会の最終報告書を了承した。

(10) 1988年7月15日、B I Sおよび各国当局から最終文書「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」が公表された。

以上のような経緯をへて、銀行の自己資本比率規制についての国際統一基準が合意され、成立したのであるが、それには主要国の銀行監督当局が銀行の自己資本比率規制を国際的に統一することが必要であるという共通の認識をもつようになったという背景があったからである。

(i) 主要国の銀行監督当局は、近年の金融の自由化、国際化の急速な進展に伴い、銀行の業務が多様化するとともにリスクもまた多様化し増大してきており、また世界経済においては、開発途上国の債務残高が増大傾向にあり、累積債務問題は依然深刻な問題であるという状況のもとで、銀行経営をめぐるリスク、あるいは世界の金融システムの全体を脅かすリスクが急激に増大しているという危機意識をもつにいたり、銀行の自己資本比率を強化することを通して自己資本の充実を促すことが、リスクに対応する力を高め、銀行経営の健全性を維持するための一つの重要な監督方法であると考えているにいたった。

(ii) 金融の自由化、国際化の急速な進展とともに金融取引や金融市場の世界的な一体化、いわゆる金融のグローバル化が急速に進展している。その結果、一国の金融システムの不安が直ちに世界の金融システムに波及し、揺がすおそれが生じてきた。したがって、一国の金融システムの安定性を維持することが一国の経済をこえた重要性をもつようになった。このような状況のもとで、世界の金融システムの安定性を維持していくためには、各国の銀行監督当局がより緊密に協力することが必要となり、また各国間で銀行監督の方法や基準を国際的に統一し、国際的な統一基準によって各国の銀行監督当局が共通の指導を行うことが望ましいという考え

(脚) B I S銀行規制監督委員会は、G-10諸国（ベルギー、カナダ、フランス、西ドイツ、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカ）およびルクセンベルグの中央銀行および銀行監督当局の代表によって構成されている。

方が主要国の共通の認識になった。

(iii) 金融のグローバル化が進展するなかで、国際的に活動している各国の銀行間の競争条件の平等化が問題となり、その一つとして、欧米各国は、日本の銀行の海外業務の急速な進展の背景には自己資本比率規制の相違（日本の規制が緩い）があるという認識をもち、国際的に活動している各国の銀行間の平等な競争条件を確保するために、自己資本比率規制の共通化を求める要請があった。

以上のような背景のなかで、B I S銀行規制監督委員会が本格的に検討作業を開始してから、僅か1年半で自己資本比率規制の国際統一基準が合意、決定されることになったのである。

2. 国際統一基準の特徴

銀行の自己資本比率規制の国際統一基準は、制度が異なる諸国間で国際業務に携わる銀行の健全性と安定性を平等に比較し、また銀行業務全般から生じる信用リスクをできるだけ自己資本比率の算式のなかに組み込んで自己資本の充実をはかろうという考え方に基づいて様々な工夫がなされているが、その基本的な枠組みにおいて従来の我が国において適用されてきた自己資本比率規制と対比してみると、つぎのような特徴点をあげることができる。

(1) リスク・アセット・レシオ方式の採用

I においてのべたように、戦後、わが国において、はじめて適用された自己資本比率規制は、自己資本比率の概念を預金残高に対する自己資本の比率としていたが、その後、改正されて総資産に対する自己資本の比率とされてきた。この自己資本比率の分母に貸借対照表の資産に計上された総資産の額をそのまま使用して算出する方式は、ギアリング・レシオ(Gearing Retio)とよばれている。これに対して、自己資本比率規制の国際統一基準は、その分母に、銀行の保有する現金、貸出金、有価証券などの資産項目について、資産の性質の違いによってリスクの大小を判定して一定のリスク・ウェイト(Risk Weights)を設定し、それぞれの資産ごとに、その資産の額に適用されるリスク・ウェイトを掛け、それらを合計したリスク・アセットを使用して算出するリスク・アセット・レシオ(Risk Asset Retio)方式を採用している。したがって、自己資本の額が同額であり、総資産の額も同額であっても、総資産がリスクの小さい資産によって占められる割合が高い場合には計算されたリスク・アセットの額は小さくなり、自己資本比率は高く算出され、逆に総資産がリスクの大きい資産によって占められる割合が高い場合には計算されたリスク・アセットの額は大きくなり、自己資本比率は低く算出されることになる。

リスク・アセット・レシオの採用については、ギアリング・レシオに比べて、以下の利点をもっている、とされている。

- (i) 構造の異なる銀行システムを国際比較する際、公平なベースとなる。
- (ii) オフ・バランス・エクスポージャー(Off-balance exposure)を比較的簡単に算入することができる。

(iii) 銀行が流動資産および低リスクの資産を保有する意欲を削ぐ要因とならない。

(2) オフ・バランス取引項目の計上

昭和61年5月に改正されたわが国の自己資本比率規制は、原則として銀行の貸借対照表に計上されるオン・バランス取引だけが対象になっていたのに対して、自己資本比率規制の国際統一基準は、分母のリスク・アセットに外国為替関連取引、金利関連取引をはじめとして、銀行の貸借対照表に計上されていないオフ・バランス取引をも対象に入れ、オフ・バランス取引項目も算入している。

これは、① オフ・バランス取引においても取引相手方が倒産した場合の信用リスクが存在しているということ、② 銀行のオフ・バランス取引が近年、急増しているということ、③ オン・バランス取引だけを対象にして自己資本比率規制を行うと、銀行は分母の増加をもたらさないで収益を確保することができるオフ・バランス取引を一層増加させる惧れがあるということ、などの理由によっており、非常に重要な点である、とされている。

(3) 規制の対象

国際統一基準の合意においては、「国際業務に携わる銀行」とされている。これは、規制の基本的目的が第1に国際銀行システムの健全性と安定性の強化に資することにあり、第2に国際業務に携わる銀行間の競争上の不平等の要因を軽減するというに由来している。

今回のわが国の自己資本比率規制（国際統一基準）の国内適用通達においては、国際統一基準の適用対象は、「海外営業拠点（海外支店又は銀行法第9条に規定する海外現地法人をいう）を有する銀行」とされている。海外に営業拠点を有しない銀行には、従来の自己資本比率規制の「本則」を国内基準として適用することになっているが、海外に営業拠点を有しない銀行であっても、国際統一基準を継続して適用することを条件に、国内基準に代えて国際統一基準を選択することができる、とされている。

(4) 連結ベースによる規制

昭和61年5月に改正されたわが国の自己資本比率規制は、銀行本体のみに適用される単体ベースの規制であったが、自己資本比率規制の国際統一基準は、銀行本体のみでなく、銀行の子会社を含めた連結ベースの規制を採用している。これは、① 近年、銀行が子会社の設立あるいは買収などによって、銀行本体以外での業務を増大させてきているということ、② 単体ベースの規制では、規制を回避するために子会社に業務を移管する傾向を助長する惧れがあるということなどによるものであり、銀行のリスクをグループ全体で把握しようとする考え方に基づいている。

今回の我が国の自己資本比率規制（国際統一基準）の国内適用通達においては、国際統一基準は、「商法第211条の2第1項（「他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式又ハ他ノ有限会社ノ資本ノ過半ニ当ル出資口数ヲ有スル会社〈以下親会社ト称ス〉ノ株式ハ左ノ場合ヲ除クノ外其ノ株式会社又ハ有限会社〈以下子会社ト称ス〉之ヲ取得スルコトヲ得ズ 1

合併又ハ他の会社ノ営業全部ノ譲受ニ因ルトキ 2 会社の権利ノ実行ニ当リ其ノ目的ヲ達スル為必要ナルトキ) および第3項 (「他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキハ本法ノ適用ニ付テハ其ノ株式会社モ亦其ノ親会社ノ子会社ト看做ス 他ノ有限会社ノ資本ノ過半数ニ当ル出資口数ヲ親会社及子会社又ハ子会社ガ有スルトキ亦同ジ) に規定する子会社を含む連結財務諸表に基づき期末残高により算出するものとする」となっている。そして連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」(昭和51年10月30日、大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」とする) に基づいて作成するものとされている。また、連結子会社の範囲は、すべての子会社であるが、連結子会社のうち、銀行子会社・金融子会社(「金融機関とその関連会社との関係について」通達の記1の(3) 金融機関の業務に付随する業務(たとえば、信用保証業務、ファクタリング業務、クレジット・カード業務など) および(4) 金融機関の業務に付随する業務に準ずる業務(たとえば、共同出資の住宅金融業務、リース業務、投資顧問業務など)、昭和50年7月3日、蔵銀第1968号、に規定する業務を営む会社をいう)については、「連結財務諸表規則」第5条第2項の規定、いわゆる「重要性の原則」(「連結の範囲に含めるべき子会社のうち、その資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができる)を適用しないものとする、とされている(『普通銀行の業務運営に関する基本事項に係る留意事項等について』事務連絡の一部改正について、昭和63年12月22日)。したがって、銀行子会社、金融子会社以外の子会社については、「重要性の原則」を適用しても差し支えないということになる。

以上のような、現行 銀行の自己資本比率規制の国際統一基準の基本的枠組みにおける特徴点を前提にして、以下その内容についてみていくことにする。

3. 国際統一基準の内容

(1) 分子になる自己資本

銀行の自己資本比率規制の国際統一基準において分子になる自己資本は、基本的項目と補完的項目とに区分され、基本的項目は無制限に、補完的項目は基本的項目の額を限度として、すなわち基本的項目の額と同額まで、自己資本に算入することができる、とされている。

(i) 基本的項目(Core Capital, Tier 1)

B I S 銀行規制監督委員会の最終文書においては、自己資本の基本的項目は、株式資本(発行済みかつ完全払込みの普通株式および非累積配当型優先株式、ただし累積配当型優先株式は除く)および公表準備金である、とされている。

わが国の通達においては、これを具体的に、「資本勘定(非累積配当型永久優先株を含み、補完的項目に該当するものとして別に定めるものを除く)及び連結子会社の少数株主持分とする」としている。

資本勘定には、連結貸借対照表上の資本金、新株式払込金、資本準備金、利益準備金、その他の剰余金（当期利益は、社外流出予定額〈配当および役員賞与の予定額〉控除後の額とする）などが含まれる。ただし、資本金、新株式払込金、資本準備金のうち、普通株式および非累積配当型永久優先株以外の株式の発行による資本調達額は除かれる。なお、現在、わが国においては発行されていないが、非累積配当型永久優先株とは、優先株の一種で、配当に関する優先株において、ある事業年度の配当が優先配当率に達しない場合、その未達成分の繰り越しを翌期以降に行わない優先株である。また、配当に関する優先権が翌期以降に繰り越される優先株は、累積配当型永久優先株というが、これは基本的項目の対象とならない。

基本的項目のもう1つの「連結子会社の少数株主持分」というのは、連結子会社の資本勘定のうち親会社または連結会社以外の株主の出資比率に対する持分であって、連結貸借対照表の負債の部に「少数株主持分」として計上される額である。ただし、基本的項目に算入することができる連結子会社の少数株主持分は、普通株式および非累積配当型永久優先株に係る少数株主持分だけである。

なお、営業権相当額および連結調整勘定相当額は、損失補填に充当する財源としては、市場性がないことから、基本的項目から控除するものとされている。

以上が基本的項目の内容であるが、これらは、いずれも銀行の損失補填に自由に充当することができるという意味においてもっとも質の高い資本である。

(ii) 補完的項目 (Supplementary Capital Tier 2)

B I S 銀行規制監督委員会の最終文書においては、自己資本の補完的項目は、非公表準備金、再評価準備金、一般引当金または一般貸倒引当金、負債性資本調達手段、期限付劣後債とされている。

わが国の通達においては、補完的項目は、「有価証券の時価と帳簿価額との差額の45%相当額、貸倒引当金（債権償却特別勘定を除く）及びその他別に定めるところによるものとする」とし、「その他別に定めるところによるもの」とは、「負債性資本調達手段で、① 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込み済みのものであること、② 償還されないものであること、③ 損失の補填に充当されるものであること等の性質を有するもの及び期限付劣後債（原契約期間が5年超のもの）、期限付優先株をいう」としている。

有価証券の時価と帳簿価額との差額、いわゆる有価証券含み益は、銀行が営業を継続するなかであって損失に充当しようという考えに基づいて補完的項目に含め、その45%を算入することができることとされた。しかし、改正前の「補則」基準においては、有価証券含み益の70%が算入されていたのであるから算入比率がやや低い水準になった。このことについては、市況の変動および含み益が実現した場合に課せられる税金を考慮したものとされている。なお、有価証券含み益は、「決算状況表（又は中間決算状況表）の『有価証券の状況』によるものとする」となっているので、有価証券含み益の対象となる有価証券は、連結貸借対照表の有価証券勘定

のなかの上場有価証券だけであり、非上場有価証券、商品有価証券、特定金銭信託中の有価証券に係る含み益は、補完的項目の対象とならない。なお、連結子会社が保有している有価証券については、同様の方法によって算出することとされている。

補完的項目の対象となる引当金は、使途が特定されていない引当金であって、一般貸倒引当金、特定海外債権引当勘定（「対象国別の引当率」が決まっていないという点で、いわゆるひも付きの程度は小さい）およびこれらに準ずる子会社の貸倒引当金である。したがって、改正前の自己資本比率規制においては分子に算入されていた退職給与引当金、その他の引当金、特別法上の引当金（国債価格変動引当金、商品有価証券売買損失引当金）は、補完的項目の対象とされないことになった。

負債性資本調達手段については、現在、わが国においては該当するものはないが、海外の子会社が該当するものを発行している場合には、補完的項目に含められる。ただし、負債性資本調達手段のうち、期限付劣後債および期限付優先株については、残存期間が5年以内になった場合、年率20%の割合で累積的に消却を行う条件で、基本的項目の50%を限度として、補完的項目に算入することができる、とされている（ただし、平成5年3月末前までのあいだは、補完的項目への算入限度は設けられていない）。

（iii）自己資本からの控除項目

自己資本比率向上のため、銀行相互間において株式などの意図的な持ち合いが行われていると認められる場合には、当該持ち合い相当額を基本的項目と補完的項目の合計額から控除すること、とされている。また、まえにものべたように、営業権相当額および連結調整勘定相当額は、基本的項目から控除すること、とされている。

以上が分子になる自己資本であるが、これを式で表わせれば、つぎのようになる。

自己資本（基本的項目＋補完的項目－控除項目）

（2）分母になるリスク・アセット

銀行の自己資本比率規制の国際統一基準において分母になるリスク・アセットは、主として取引相手方の相対的な信用リスクに応じて、0%、10%、20%、50%、100%の5種類のリスク・ウェイトを設定し、それぞれの資産項目ごとに適用されるリスク・ウェイトを掛けて算出されたその合計額とオフ・バランス取引の想定元本額に、取引の種類に応じて定められた一定の掛目を乗じて信用リスク相当額を算出し、そのうえで、信用リスク相当額にそれぞれの取引相手方の区分または取引された資産の区分に応じて適用されるリスク・ウェイトを掛けて算出されたその合計額とによって算出することになっている。

（i）オン・バランスシートの資産についてのリスク・アセット

◎資産項目に係るリスク・ウェイト

（a）0%

① 現金（外国通貨および金を含む）

② OECD諸国の中央政府および中央銀行向け債権

OECD (Organization for Economic Cooperation and Development. 経済協力開発機構) 諸国とは、OECD加盟国およびIMFの一般借入取極によりIMFと特別な貸付取極を締結している国をいう(1988年9月末現在25カ国、以下同じ)。

③ OECD諸国以外の諸国の中央政府および中央銀行向け現地通貨建債権(現地通貨により調達されたものに限る)

④ 自行預金またはOECD諸国中央政府債券により担保された債権(当該担保額相当額に限る)

⑤ OECD諸国の中央政府により保証された債権(保険の請求権を担保とする債権を含む。ただし、保険金相当額に限る)

(b) 10%

① わが国の地方公共団体および政府関係機関向け債権

② わが国の地方公共団体または政府関係機関により保証された債権(保険付債権を含む。ただし、保険金相当額に限る)

BIS銀行規制監督委員会の最終文書においては、中央政府以外の自国公共部門向け債権および同部門によって保証された貸付については、0%、10%、20%ないしは50%とされ、各国裁量とされており、わが国の場合は0%とする考えが有力視されていたが、他国とのバランス上10%とされた。

地方公共団体とは、「地方自治法」(昭和22年4月17日法律第67号)第1条の2に規定する地方公共団体で、具体的には、普通地方公共団体としての都道府県および市町村、特別地方公共団体としての特別区、地方公共団体の組合、財産区および地方開発事業団である。ただし、この地方公共団体向けの債権のうち、特定の事業からの収入のみをもって返済されることになっている債権は対象にならない。

政府関係機関とは、特別の法律に基づいて設立された法人(株式会社および業として預金の受入れを行う法人を除く)で、政府が過半を出資している法人、あるいは、政府が出資している法人で、かつ法律の定めるところにより、当該法人の予算・決算について国会の議決(承認を含む)を得、または主務大臣(総理大臣を含む)の認可(承認を含む)を受けなければならない法人をいう。この規定に該当する公団、事業団、政府系金融機関2銀行、9公庫などが政府関係機関ということになる。

(c) 20%

① 国際開発銀行向け債権およびこれらの銀行によって保証あるいはこれらの銀行の債券によって担保された債権

BIS銀行規制監督委員会の最終文書においては、国際開発銀行として国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行の5行があげられ

ているが、「G-10諸国が出資している他の国際開発銀行向け債権については、各国裁量により、20%ウェイトを設定することができる」という注がつけられている。この注記に基づいて、わが国の通達においては、前記の5行に北欧投資銀行を加え6行としている。

そして、これらの銀行の債券によって担保された債権については、当該担保の額相当額に限る、とされている。

- ② OECD諸国の銀行向け債権およびこれらの銀行によって保証された債権
- ③ 残存期間1年以下のOECD諸国以外の銀行向け債権およびこれらの銀行によって保証された残存期間1年以下の債権
- ④ わが国を除くOECD諸国の中央政府以外の公共部門向け債権およびこれらの部門によって保証された債権

なお、中央政府以外の公共部門については、OECD諸国が自己資本比率規制のうえで定めたそれぞれの「公共部門」の定義によるものとする、とされている。

- ⑤ 取立未決済手形

(d) 50%

抵当権付住宅ローン

ただし、居住目的（所有または賃貸用）のもので、原則として第1順位の抵当権により完全に保全されている債権に限られている。また、投機的な住宅建設あるいは宅地開発を行っている者に対する貸出については、上記にかかわらず、100%のリスク・ウェイトとする、とされている。

(e) 100%

上記以外の債権およびその他の資産

銀行向け債権のうち、他の銀行の発行した資本調達手段に係る債権（自己資本から控除されている場合を除く）については、上記にかかわらず、100%のリスク・ウェイトとする、とされている。

以上が資産（営業権、連結調整勘定、債権償却特別勘定引当債権および支払承諾見返勘定を除く）のそれぞれの項目に掛けるリスク・ウェイトおよび次に説明するオフ・バランス取引における信用リスク相当額に掛けるリスク・ウェイトである。したがって、資産におけるリスク・アセットは、それぞれの資産項目ごとに適用されるリスク・ウェイトを乗じて得た額を合計することによって算出されることになる。

(ii) オフ・バランス取引についてのリスク・アセット

- 1) オフ・バランス取引（外国為替関連取引および金利関連取引を除く）についてのリスク・アセット

(イ) オフ・バランス取引の信用リスク相当額の算出

オフ・バランス諸取引の信用リスク相当額は、それぞれの取引の想定元本額に取引の種類に

応じて定められている掛目（信用リスク換算率）を乗じて算出されることになっている。その掛目は、0%、20%、50%、100%の4種類にわけられている。

(a) 0%

- ① 原契約期間が1年以下のコミットメント(Commitment) (④、⑦または⑧に該当するものを除く、以下同じ) または任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント
ここでのコミットメントは、スタンバイ契約、クレジットラインなどとされている。

(b) 20%

- ② 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務

短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、船荷により担保された商業信用状の発行をいう。

(c) 50%

- ③ 特定の取引に係る偶発債務 (②に該当するものを除く)

特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証(保証には当該保証を行うために行うスタンバイ信用状の発行を含む、以下同じ)、入札保証、品質保証、元本補填信託契約などで、取引相手方の金融債務そのものを補強するものではなく、日常業務の取引遂行能力に関して保証することによって生じる偶発債務である。

- ④ NIF (Note Issuance Facilities) または RUF (Revolving Under-Writing Facilities)

NIFまたはRUFとは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、銀行が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り、または金銭の貸付けなどを行うことを約する取引をいう。

- ⑤ 原契約期間が1年超であるコミットメント (任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントを除く)

(d) 100%

- ⑥ 信用供与に直接的に代替する偶発債務

信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証、借入金の保証、有価証券の保証、手形の引受け(手形の引受けの性格を持つ裏書きを含む)、関税保証、租税延納保証、運賃等後納保証などで、取引相手方の金融債務を直接保証することによって生じる偶発債務である。

- ⑦ 買戻条件付または求償権付の資産の売却

買戻条件付の資産売却とは、金銭債権、証券または固定資産などの売却のうち、一定期間後または一定の条件が発生した場合には、売却した資産を買い戻すという特約がつけられたものをいい、求償権付の資産売却とは、金銭債権、証券または固定資産などの売却の

うち、原債務者の債務不履行または資産価値の低下につき、売却を行った銀行が損失の全部または一部を補填するという特約がつけられたものをいう。

⑧ 先物資産購入，先渡預金，部分払込株式の購入または部分払込債券の購入

先物資産購入とは、将来の一定期日において一定の条件により金銭債権または証券などの購入を行う契約（外国為替関連取引または金利関連取引に該当するものを除く）をいい、先渡預金とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約をいい、部分払込株式または部分払込債券の購入とは、株式または債券の発行時に発行価格または額面金額の一部が払い込まれ、発行後の一定の時期または発行者の指定する時期において追加的な払込みが行われる株式または債券の購入をいう。

以上がオフ・バランスの諸取引の想定元本額に掛けられる掛目である。オフ・バランス諸取引の信用リスク相当額は、それぞれの取引の想定元本額に、それぞれの取引に適用される掛目を乗じて算出されることになる。

(ロ) オフ・バランス取引のリスク・アセットの算出

オフ・バランス取引の信用リスク相当額は、(イ)においてのべた算式によって算出されるが、オフ・バランス取引についてのリスク・アセットは、この算出されたそれぞれの取引の信用リスク相当額に、それぞれの取引相手方についてオン・バランスシートの資産項目の区分に応じた(2)の(i)においてのべたリスク・ウェイトを適用し、それを乗じて算出される。ただし、⑦ 買戻条件付または求償権付の資産売却および⑧ 先物資産購入，先渡預金，部分払込株式の購入または部分払込債券の購入についてのリスク・ウェイトは、取引相手方の区分ではなく、取引された当該資産の区分に応じたリスク・ウェイトを適用する、とされている。

2) 外国為替関連取引および金利関連取引についてのオフ・バランス取引のリスク・アセット

(イ) 外国為替関連取引および金利関連取引についてのオフ・バランス取引の信用リスク相当額の算出

外国為替関連取引とは、具体的には異種通貨間の金利スワップ，先物外国為替取引，通貨先物取引および通貨オプション（オプション権の取得に限る）などとされており，また金利関連取引とは，同一通貨間の金利スワップ，金利先物予約（FRA, Forward Rate Agreement），金利先物取引および金利オプション（オプション権の取得に限る）などとされている。

これらの外国為替関連取引および金利関連取引についてのオフ・バランス諸取引の信用リスク相当額は、カレント・エクスポージャー方式（current exposure method.，契約を時価評価することによって現在の再構築コストを算出する方式）により算出されることになっている。このカレント・エクスポージャー方式による信用リスク相当額の算出方法は、① 取引を信用リスク相当額算出時点における市場の実勢条件に基づいて評価することにより算出した再構築コストのうち、正の値をとる再構築コストの金額と② 取引の区分および残存期間ごとに区分し

た当該取引の想定元本額に、(a) 外国為替関連取引については、残存期間1年以内1.0%、1年超5.0%、(b) 金利関連取引については、残存期間1年以内0%、1年超0.5%という掛目を乗じて得た金額を合計して算出する方法である。ただし、同一通貨間の変動金利相互間の金利スワップについては、(b)の金額を合計する必要はない、とされている。

外国為替関連取引および金利関連取引についてのオフ・バランス諸取引の信用リスク相当額は、原則として、以上のカレント・エクスポージャー方式によって算出するものとされているが、相当規模の外国為替関連取引および金利関連取引を行っていない銀行については、オリジナル・エクスポージャー方式 (original exposure method) により算出することができる、とされており、またカレント・エクスポージャー方式により算出するための事務体制が整っていない銀行についても、当面オリジナル・エクスポージャー方式により算出することができる、とされている。

オリジナル・エクスポージャー方式による信用リスク相当額の算出方法は、取引の区分および原契約期間に応じて区分した当該取引の想定元本額に、(a) 外国為替関連取引については、原契約期間1年以内2.0%、1年超3.0%に原契約期間の年数を乗じたものから1.0%を差し引いて計算した掛目、(b) 金利関連取引については、原契約期間1年以内0.5%、1年超1.0%に原契約期間の年数を乗じたものから1.0%を差し引いて計算した掛目を乗じて算出する方法である。

以上のような方式によって、外国為替関連取引および金利関連取引についてのオフ・バランス取引の信用リスク相当額が算出される。なお、外国為替関連取引および金利関連取引のうち、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引および原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、信用リスク相当額の算出の対象から除外されている。

(ロ) 外国為替関連取引および金利関連取引についてのオフ・バランス取引のリスク・アセットの算出

外国為替関連取引および金利関連取引についてのオフ・バランス取引のリスク・アセットは、(イ)においてのべた方式によって算出されたそれぞれの取引の信用リスク相当額に、それぞれの取引相手方についてオン・バランスシートの資産項目の区分に応じた(2)の(i)においてのべたリスク・ウェイトを適用し、それを乗じて算出される。ただし、適用するリスク・ウェイトは、50%を上限とする、とされている。

以上が分母になるリスク・アセットであるが、これを式で表わせれば、つぎのようになる。

資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額+オフ・バランス取引の各信用リスク相当額にリスク・ウェイトを乗じた額の合計額

(3) 国際統一基準の算式

以上のべてきたところから、銀行の自己資本比率規制の国際統一基準は、つぎの算式によって算出されることになる。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（基本的項目+補完的項目-控除項目）}}{\text{資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額+オフ・バランス取引の各信用リスク相当額にリスク・ウェイトを乗じた額の合計額}} \times 100$$

（４） 目標基準比率

国際統一基準の目標比率は、つぎのようになっている。

１）昭和63年３月末から平成５年３月末前までの５年間は経過期間とし、このうち当初の３年間（昭和63年３月末から平成３年３月末前まで）は、具体的な目標比率は設定しない。

２）平成３年３月末から経過期間が終了する平成５年３月末前までは、中間目標比率を7.25%以上とする。

３）経過期間終了以降（平成５年３月末以降）の最終目標比率を8%以上とする。

４）なお、自己資本比率の水準を中間目標比率および最終目標比率にまで引き上げていく必要がある銀行は、これらの目標比率達成のため、経過期間中、昭和63年３月末時点の自己資本比率を一時的にも下回ることのないよう留意する必要がある。ただし、増資の結果生ずる変動については、この限りではない、とされている。

（５） 経過措置

B I S 銀行規制監督委員会の最終文書は、経過期間中に、それぞれの銀行が自己資本比率を最終的な目標基準比率（8%以上）に向けて高める着実な努力を払うように促すため、また新たな取極を現行の多種多様な監督制度に円滑に調整し段階的に取り込んでいくことを容易にするために、経過措置を設けることが合意されたとして、経過措置および実施手続をまとめている。これに基づいて、わが国の通達においても、つぎのような経過措置が設けられている。

（i） 国際統一基準は、昭和63年３月期分から適用する。

（ii） 昭和63年３月末から平成５年３月末前までの５年間は経過期間とし、平成３年３月末から平成５年３月末前までの自己資本比率は、7.25%以上を中間目標とする。

（iii） 昭和63年３月末から平成３年３月末前までの間において自己資本比率を算定する際には、基本的項目について、そのうち、最大限25%（割増計算後の基本的項目の25%）までは補完的項目を充当することによって割増計算することができるものとする。

（iv） 平成３年３月末から平成５年３月末前までの間において自己資本比率を算定する際には、基本的項目について、そのうち、最大限10%（割増計算後の基本的項目の10%）までは補完的項目を充当することによって割増計算することができるものとする。

（v） なお、補完的項目に算入できる貸倒引当金の額は、平成３年３月末から平成５年３月末前までの間は、自己資本比率でみて1.50%ポイントを限度とし、平成５年３月末以降は、自己資本比率でみて1.25%ポイントを限度とする。

以上が国際統一基準の適用についての経過措置である。

４． 国内基準

海外に営業拠点を有しない銀行の自己資本比率は、Iにおいてのべた昭和61年5月の「本則」基準が国内基準として引き続き適用され、平成3年3月末までに4%程度以上を目標とする、とされている。ただし、この国内基準に代えて、継続して適用することを条件にして国際統一基準を選択することができるものとされている。

Ⅲ 銀行の自己資本比率向上のための諸対策と課題

自己資本比率の国際統一基準が適用される銀行あるいは国際統一基準を選択する銀行は、平成5年(1993年)3月末までに最終目標比率8%以上を達成しなければならない。このことのために、自己資本比率を向上させていかなければならないが、自己資本比率の向上は、いうまでもなく分子になる自己資本を増強し充実すること、および分母になるリスク・アセットの増加を抑制することによってもたらされる。そこで、自己資本の充実、リスク・アセットの増加の抑制が、今後、銀行の経営にどのような影響を与え、銀行は、どういう対応をしなければならないか、その諸対策と課題について整理しておくことにする。

1. 自己資本の充実

国際統一基準における自己資本は、Ⅱの3の(1)においてみたように、基本的項目+補完的項目-控除項目によって算出される。そして、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として自己資本に算入することができる、とされている。つまり、基本的項目の額の増加がなければ、補完的項目が十分にあって自己資本として算入することができない、という仕組みになっている。したがって、自己資本の充実には、まず基本的項目の額の増加をはかることによってもたらされる、ということになる。

(1) 基本的項目

基本的項目は、資本勘定および連結子会社の少数株主持分である。資本勘定は、連結貸借対照表上の資本の部、資本金、新株式払込金、資本準備金、利益準備金、その他の剰余金(当期利益は、配当および役員賞与など社外流出予定の額は控除する)などによって構成されており、資本金、新株式払込金および資本準備金は、普通株式および非累積配当型永久優先株の発行によって調達されたものに限られている。そこで、基本的項目の資本勘定を増加して自己資本を充実するには、(i)普通株式を新規に発行し、増資を行うこと、(ii)非累積配当型永久優先株を発行すること、(iii)資産の収益率を高め、利益を増大し、内部留保を蓄積すること、をはからなければならない、ということになる。

(i) 国際統一基準が適用された昭和63年3月期から1年たった平成1年3月期の決算における都市銀行13行、長期信用銀行3行、信託銀行7行の計23行の自己資本比率は、平成3年3月末前までの経過措置を含めた中間目標7.25%にすべて達しており、うち13行の自己資本比率は、平成5年4月以降の経過措置を含めない最終目標基準8%以上をすでに達成している。こ

れは、主として各行の自己資本充実のための大型増資によって達成したものである。

増資の実施については、収益、配当、株価、資本市場の状況など種々の制約があり、変動する金融環境のもとでは、いつでも自由に実施することができるものではない。だがしかし、自己資本比率を高めるためのもっとも基本となる方策は増資であるから、銀行は、今後、つねに増資の実施を念頭におくことになるであろう。

資本金の増額については、転換社債の発行が考えられる。それは、転換社債を発行し、株式への転換が行われれば、資本金が増加するからである。

銀行の転換社債の発行は、外貨建転換社債については昭和60年5月31日の通達（蔵銀第1362号）によって、国内転換社債については昭和62年4月3日の通達（蔵銀第660号）によって解禁されている。しかし、現状においては、転換社債の発行によって調達した資金は、貸出など営業の原資として使用することはできず、設備投資、子会社への出資などに使用目的が制限されている。また、転換社債は、株式に転換されなければ基本的項目の資本として算入することができないし、転換社債そのものは、補完的項目の対象になっていないという制約がある。

(ii) 非累積配当型永久優先株は、基本的項目の対象になっているが、わが国においては現在のところ、この制度はない。

1988年7月にB I Sの中央銀行総裁会議において自己資本比率規制の国際統一基準が合意されたことを踏まえて、金融制度調査会金融制度第二委員会作業部会は、「我が国金融機関の自己資本比率の向上をはかるための具体的な方策の一つとして、金融機関による優先株の発行について」審議を行い、その結果を12月20日に報告している。それによると、①「今後我が国金融機関においても優先株を活用していくことができれば、資本調達手段の多様化を図る上で一つの有益な手段になり得る」、②「今後、金融機関を含む発行体が優先株を積極的に利用できるようにしていくためには、何よりも……現行法制上の制約を見直していくことが先決」である、③「今後、具体的にどのような内容の優先株が発行されていくのかは、発行体としての金融機関が、発行コスト、発行目的、金融・資本市場の状況等種々の要素を勘案しながらそれぞれの経営判断に基づき決定していくことになろうが、具体的には、例えば、次のような利用形態が考えられる」、④株式型優先株「特に非累積配当型永久優先株であれば、自己資本比率規制上基本的項目に算入できるため、金融機関において、基本的項目の充実を図ることを目的とした発行が行われることが考えられる」、また「一定期間中は株主の請求により任意に普通株への転換が認められるが、当該期間経過後の一定期間をもって自動的に普通株になるとの条件（一斉転換条項）のもとで発行されるいわゆる転換優先株は、非累積配当型であれば発行時点で直ちに基本的項目への算入が可能である」としている（「我が国金融機関による優先株の発行について」）。

また、「優先株式制度改正」については、法制審議会商法部会の要請により、商法改正研究会が今年の2月に「優先株式制度改正試案」をまとめている。「同試案」においては、「非累積

的配当優先無議決権株主の保護」に関して、非累積型優先株を無議決権株にすることを認めない案（A案）と、制限つきで認める案（B案）の2案が提示されている。これに対して、都市銀行懇話会は、「非累積型優先株を無議決権株」とすることを要望している（「優先株式制度改革」に関する要望書、平成元年9月5日）。

以上のように、現在、各方面で優先株式制度について検討が行われているが、非累積配当型永久優先株の導入については、なおかなりの時間がかかるように思われる。

(iii) 資産の収益率を高め、営業活動の成果である当期利益を増大させ、蓄積して自己資本を増強することは、自己資本の充実の本質的な問題であるが、これは資金の運用その他の業務活動と関係することでもあるので、分母を考察するさいに検討することにする。

(2) 補完的項目

補完的項目には、有価証券の含み益、一般貸倒引当金（債権償却特別勘定を除く）および①無担保で、かつ他の債務に劣後する払込み済みのものであること、②償還されないものであること、③損失の補填に充当されるものであること、などの性質を有する負債性資本調達手段、期限付劣後債（原契約期間が5年超のもの）、期限付優先株が含まれる。まえにのべたように、補完的項目の額は基本的項目の額を限度として自己資本に算入することができるだけであり、また有価証券の含み益、貸倒引当金、期限付劣後債、期限付優先株については、それぞれ自己資本に算入することができる上限が定められている。

有価証券の含み益の自己資本への算入は、改正前の自己資本比率「補則」基準においては、70%であったものが45%に引き下げられ、その対象となる有価証券は「上場有価証券」に限られている。また、補完的項目の対象となる引当金は、用途が特定されていない引当金であって、改正前の自己資本比率規制において自己資本に算入されていた退職給与引当金、特別法上の引当金である国債価格変動引当金、商品有価証券売買損失引当金などは対象外となっており、さらに補完的項目に算入できる貸倒引当金の額は、平成5年3月末以降においても自己資本比率でみて1.25%ポイントを限度とする、とされている。また、補完的項目に算入することができる負債性資本調達手段、劣後債については、現在、国内においては該当するものはなく、優先株については、現行「商法」上、制度としてはあるが、公募による本格的な優先株は、現在にいたるまで3件事業会社によって発行されているにすぎない、という現状である。

そこで、わが国の銀行の場合、補完的項目の大部分を占めているものは、有価証券含み益である、ということになる。

ところで、この有価証券の含み益は、株価の変動によって増減するものであり、株価の暴落の事態に見舞われると短期間のうちに大きく目減りするという不安定性をもっている。したがって、平成5年3月末以降、安定的に最終基準8%以上を維持し続けるためには、有価証券含み益以外の補完的項目の対象となる負債性資本調達手段を導入し、それによる補完的項目の自己資本の充実が必要となるであろう。

(i) 優先株

優先株については、まえにのべたように、金融制度調査会金融制度第二委員会作業部会の「わが国金融機関による優先株の発行について」という報告書がある。同報告書は、我が国金融機関による今後の優先株の具体的な利用形態として、まえにのべた基本的項目に算入できる株式型優先株とともに補完的項目の充実のための社債型優先株をあげている。しかし、社債型優先株については、「① 社債制度との兼ね合いにおいて投資家保護等についての配慮をいかに払っていくか」という指摘があり、これについては、今後の具体的な発行に際して、関係者間での検討に委ねる、「② 一定の償還期限が定められ、優先配当が累積的に支払われる等投資家にとって保有期間利回りが確定しているものは現行の金融制度との関係で検討が必要ではないか」という指摘もあり、これについては、「金融制度第二委員会において行われている金融制度の在り方に関する検討にも配慮しつつ、金融機関の自己資本充実を促進するという観点から、具体的な発行ニーズに即応した対応が図られる必要がある」としており、なお検討すべき問題が残されている。

(ii) 劣後債

都市銀行懇話会は、劣後債検討研究会を設置し、同研究会の報告を踏まえて現行法の枠内でも劣後債を発行することが可能であるという見解をまとめている。それは、現行「商法」は、社債権者平等の原則を定めているが、債券の発行企業が「破産法」、「会社更生法」上の一定の法的手続きをとった場合に限り返済順位を遅らせるという特約をつけて普通社債のかたちで発行することが可能である、というものである。なお、劣後債という名称は、「破産法」の「劣後的破産債権」などの法律用語と混同する恐れがあるとして、「無担保普通社債（劣後条件付）」など他の名称を使うべきだ、と提案している。

(iii) 強制転換社債

都市銀行懇話会は、強制転換社債研究会を設置し、同研究会の報告をもとにして、株式に転換する権利が発行者側にある転換社債「強制転換社債」の発行について、現行法の枠内でも可能であるという見解をまとめ、強制転換社債の特約モデルの検討を進めている。それによると、強制転換社債は、劣後債に「強制転換特約条項」を付けて発行される社債であると位置づけ、自己資本の補完的項目に算入することができる、としている。

(iv) 劣後借入れ

大蔵省は、一般の債務に比べて返済順位の低い借入れである劣後借入れを来年夏にも都市銀行などの金融機関に対して解禁する方針を固め、金融制度調査会金融制度第二委員会作業部会で劣後借入れについての検討を進めている。劣後ローンの出し手は生命保険会社、損害保険会社、期間は5年超とし、劣後借入れは自己資本の補完的項目の対象とする、という内容になることが予想されている。

以上のように、金融制度調査会金融制度第二委員会作業部会や都市銀行懇話会などにおいて、

補完的項目の対象となるいくつかの負債性資本調達手段についての検討が行われているが、優先株については、現行「商法」上の制約の見直しが必要であり、また他の資本調達手段に比べて発行コストが割高になるということから、劣後債や強制転換権付社債については、前例がなく、新たに導入するためには現行関連法の整備が必要であり、また金融制度の問題と関係するということから、その取扱いについて、なお検討、調整が必要であろう。これらに対して、劣後借入れは、制度問題に直接抵触することがないところから、貸し手との条件を整えば導入されるであろう。しかし、その借入れ額については、限度を設定することが必要であるように思われる。

以上が自己資本の充実に関連した問題点の概略である。自己資本比率の国際統一基準の最終目標は8%以上である。8%を達成した銀行は、以後さらに自己資本を増強、充実していけば、自己資本が増加した量の12.5倍の貸出を行うことができることになるから、それによってリスク・アセットの伸びを大きくすることができる。このようにして、拡大均衡を競っていくことが、これからの銀行の経営の基本となることであろう。したがって、自己資本の増強、充実はいままで以上に重要となってくる。

「都市銀行の資本市場からの資金調達が再び急増する。1989年10～12月期は富士、三和、北海道拓殖の各行に続き、第一勧業、大和、協和の3行も時価発行増資に踏み切る。調達額は1兆円に迫り、1988年7～9月期を抜いて四半期ベースで過去最高となる。各行とも国際決済銀行(BIS)の自己資本基準はクリアしているものの、今後の業務拡大をにらんで自己資本を充実するのが狙いである。信託銀行、地方銀行の増資や転換社債発行も相次ぐ見込みで、銀行界の集中豪雨的な資金調達が事業会社などを資本市場から締め出すことにならないかとの懸念も出ている」(日本経済新聞、1989年(平成元年)11月4日、土曜日)と報じている。

2. リスク・アセット

(1) リスク・ウェイト

自己資本比率規制のもとにおいては、自己資本比率算出の分母になる資金運用の資産の総額は、分子の自己資本の額によって制約されることになる。国際統一基準においては、この分母の額の算出は総資産ではなく、リスク・アセットである。したがって、総資産が同額であってもリスク・ウェイトが小さい資産の占める割合が高い場合には、リスク・アセットの額は小さくなり、自己資本を一定とすれば、自己資本比率が高く算出される、ということになる。このことから、資金運用にあたっては、リスク・ウェイトを考慮しなければならない。とくに国債は、リスク・ウェイト0%であり、地方債は、リスク・ウェイト10%とされたことから、国債、地方債は、資金運用先として、また窓口販売、ディーリング業務用として、リスク・ウェイトの面からみれば有利な運用先になる。また、信用保証協会保証付貸付10%、抵当権付住宅ローン50%も一般顧客貸付としては、リスク・ウェイトの面からみて有利な運用分野といえるであろう。

(2) 資産の収益性

銀行の資産の大宗を占めているのは貸出金であり、その大部分はリスク・ウェイト 100%のものである。そして、国際統一基準においては、分子の自己資本の定義は、わが国にとって厳しいものになっており、しかも、自己資本比率の基準が改正前の「補則」基準 6%程度以上から 8%以上に引き上げられている。したがって、資金運用においては、新しい観点から限定された資産の収益力をより高めなければならないということが要請されてくる。そのためには、収益力の高い分野へ貸出の重点を移していくことが必要になる。このことから、資産運用にあたっては、ROA (Return On Assets, 資産収益率) が重視され、また、リスク・アセット・レシオを考慮に入れた ALM (Asset & Liability Management, 資産・負債管理)、リスク管理の重要性が増してくる。

また、国際統一基準においては、保証業務、外国為替関連取引、金利関連取引などのオフ・バランス取引も一定の掛目が定められ、そのうえでリスク・ウェイトを乗じ、リスク・アセットとして計上される。これらのうち債務保証の保証料は、一般貸金の利鞘に比べてかなり低い水準におかれているが、保証も貸金と同量のリスク・アセットとしてみなされることから、保証料について貸金と同様の基準で収益性を考えていく必要がある、という指摘がある。

以上は、資産を効率的に配分し、資産の収益率を高め、収益を拡大するということであるが、さらに、自己資本比率規制の適用を契機に資産増に、したがってリスク・アセット増にならない業務の拡大およびフィー・ビジネスの積極的な展開によって手数料収入を増強し、収益の増加をはかることが注目されている。

(3) 貸付債権の流動化

銀行が貸付債権のすべてを売却するという事は考えられないが、その一部を随時売却することができれば、リスク・アセットを縮小し、自己資本比率を高めることが可能になり、総資産をコントロールするという観点から、貸付債権の流動化は、自己資本比率向上の具体的な方策として重要視されている。

貸付債権の流動化については、現在までのところ、(i)住宅ローン債権の流動化および(ii)地方公共団体等に対する貸付債権の流動化については取扱いが認められており、(iii)一般貸付債権の流動化については、金融制度調査会金融制度第二委員会作業部会の報告書がまとめられており、また都市銀行懇話会においても、実現に向けて必要なスキームについての検討が進められている。

(i) 住宅ローン債権の流動化

住宅ローン債権信託は、昭和48年6月に、住宅金融専門会社が保有する住宅ローン債権のうち条件(金利、期間など)が同じである多数のローン債権を一定額にまとめて信託する制度として創設されたが、譲受人、期間、配当率などの制約から、その利用はきわめて限られていた。しかし、B I Sにおける自己資本比率の国際的統一化を契機として債権流動化などによる自己

資本比率向上策の検討が注目されることになり、住宅ローン債権信託の商品性の改善が金融制度調査会金融制度第二委員会作業部会で昭和63年3月以降検討され、その改善案が6月9日に金融制度調査会総会に報告され、了承された。大蔵省は、この報告を受けて翌6月10日に「住宅ローン債権信託の取扱いについて」（蔵銀第1238号）という通達を発出した。住宅ローン債権信託は、様々な住宅ローン債権を一括して信託し、多数かつ多様な信託受益権に変換したうえで、これを流通させるものである。通達の主要点は、つぎのとおりである。

- ① 委託者は、銀行その他の金融機関または住宅金融専門会社とし、受託者は、信託銀行とする。
- ② 設定方式は、「買戻方式」および「売切方式」とし、そのいずれかとする。
- ③ 対象債権は、固定金利ものの住宅ローン債権とする。ただし、「売切方式」の場合は、信用保証会社の保証付または保険会社の保証保険付のものに限る。
- ④ 期間は、5年超とする。ただし、委託者が住宅金融専門会社である場合は、この限りでない。
- ⑤ 受託者は、信託された住宅ローン債権に係る債権管理、取立事務などの信託事務を委託者に委託することができる。
- ⑥ 受益権の販売単位は、1億円以上とする。
- ⑦ 設定時における受益権の販売の取扱いは、受託者が行う。この場合において、委託者が投資家から受益権の購入の申込みを受けたときは、当該委託者はこれを受託者に紹介することができる。
- ⑧ 流通時における受益権の販売の取扱いは、委託者または受託者が行う。
- ⑨ 受益権の販売対象者は、金融市場の動向等に精通した機関投資家等とする（個人は含まない）。

取扱開始時期は、事務連絡において、住宅金融専門会社の「買戻方式」については6月10日以降とし、その他については別途指示するとされていたが、作業部会の報告においては、3カ月経過後に実施するとされていた。大蔵省は、この作業部会の報告を踏まえて昭和63年10月31日に金融機関に対し住宅ローン債権信託の取扱いを認める通達を発出した。

以上の経緯によって、金融機関の住宅ローン債権信託の取扱いが認められた。

住宅ローン債権信託の設定が「売切方式」であれば、自己資本比率改善に役立つことになる。

(ii) 地方公共団体等に対する貸付債権の流動化

金融制度調査会金融制度第二委員会作業部会は、昭和63年12月以来、我が国金融機関の自己資本比率の向上をはかるための具体的な方策の一つとして、地方公共団体等に対する債権の流動化について審議を行ってきたが、その審議の結果が平成1年3月30日の金融制度第二委員会に報告、了承され、さらに同報告書は、5月26日の金融制度調査会総会において了承された。大蔵省は、この報告書を受けて7月17日に「地方公共団体等に対する貸付債権の流動化につい

て」(蔵銀第1821号)という通達を發出した。

通達の内容は、つぎのとおりである。

① 対象債権

流動化に係る対象債権は、地方公共団体に対する貸付金(証書貸付形式による地方債を含む)および地方公社に対する貸付金とする(「地方公社」とは一の地方公共団体が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人ならびに特別法に基づく土地開発公社、地方住宅供給公社および地方道路公社をいう)。

② 債権譲渡の方式

対象債権を有する金融機関は、債務者である地方公共団体等の事前承諾を得て、「民法」上の指名債権譲渡の方式により譲渡する(債権譲渡は、売切方式を原則とするが、当事者間の契約により、買戻し等の特約を付すことを妨げない)。

③ 事務委任

譲渡者である金融機関は、譲受者から当該債権に係る元利金の回収等の債権管理事務の委任を受けることを原則とし、この場合、譲受者に対し、譲渡する貸付債権の明細を記載した証書を発行する。

④ 転売の禁止

譲渡された貸付債権は、譲受者から他の第三者へ転売は行わないものとする。

⑤ 譲渡者

譲渡者は、対象債権を有する金融機関とする。

⑥ 譲受者

譲受者は、金融市場の動向等に精通した機関投資家等(個人は含まない)とする。

⑦ 最低譲渡金額

対象債権の最低譲渡金額は、1億円とする。

この通達によって、金融機関は、保有する地方公共団体等の貸付債権を必要に応じて流動化することができるようになった。

横浜銀行は、同行が保有する債権のうち地方公社向けの30億円を7月31日に売却し、金融界で初めて地方公共団体等向けの貸付債権の流動化を実施し、その第1号となった。

(iii) 一般貸付債権の流動化

都市銀行懇話会は、平成1年4月11日に一般貸付債権の流動化についての提案を金融制度調査会金融制度第二委員会作業部会で行い、同作業部会は、一般貸付債権の流動化についての審議を進め、5月31日に「金融機関の一般貸付債権の流動化について」という報告書をまとめ、同報告書は、6月6日の金融制度調査会金融制度第二委員会において了承された。

同報告は、「わが国における一般貸付債権の流動化については、引き続き幅広い観点から検討を続ける必要があるが、当作業部会としては、第1段階として本報告書で示した具体的スキ

ームに基づきこれを進めていくことが適当と考えており、今後関係者間における細目の検討を経て速やかに実施されることを期待したい」と結んでいる。

この報告書において示されている具体的スキームは、つぎのとおりである。

① 指名債権譲渡方式による個別相対取引

一般貸付債権の内容が、信用力、貸付条件、担保等の面で多様であり、個別性が強いこと、また、取引当事者が金融機関に限定されることを考慮し、その流動化は、「民法」上の指名債権譲渡による個別相対取引として行うこととする。

また、原則として売切とし、売却金融機関は譲受金融機関に対し、譲受債権に係る支払保証義務および買戻し義務を負わない。なお、手形貸付の場合には、手形債権も併せて譲受金融機関に譲渡するものとする。

② 転売不可

法律関係の安定性を確保するとともに、金融秩序の混乱を回避するため転売不可とする。ただし、譲渡された貸付債権について、売却金融機関が譲受金融機関から買戻しを行うことを妨げない。

③ 債務者の承諾

債務者保護および法律関係の安定性を確保する観点から、当初の貸付契約締結時点で債務者から包括的な承諾を得ておく。ただし、長期の貸付債権については、制度が定着するまでの間、債権譲渡に際して債務者の承諾等を得ることとする。

④ 事務委任

売却金融機関は、譲受金融機関から債権回収、担保管理等についての事務委任を受けることを原則とし、事務委任を受けた売却金融機関は、引き続き原契約書類等を保管して債務者との間でこれらの事務を処理する。なお、この場合、売却金融機関は譲受金融機関に対し、債権譲渡の証拠となる証書を発行する。

⑤ 対象債権の範囲

(イ) 投資家保護をはかる観点から、投資家が債務者の信用力を判断するために必要な信用情報を得る方法が確保されていなければならない。したがって、とくに法律上ディスクロージャーが求められていない非上場企業等に対する貸付債権の譲渡にあたっては、売却金融機関が得ている信用情報を秘密保持等債務者保護に留意しつつ投資家に提供するための具体的方法について契約書上統一的な手当てを行う前提でこれを認めることが適当である。

(ロ) 法律関係の安定化をはかる観点から、担保付貸付債権が譲渡される場合の担保の随伴性の問題について必要な点を契約書上織り込む等の具体的方策を講じておくことが必要である。

(ハ) 対象債権の期間については、金融機関相互の個別相対取引であり、かつ転売不可という条件のもとで流動化が実施されることを前提とすれば、特段の制限を加えないものとする。

る。

⑥ 最低譲渡金額

1億円以上とする。

⑦ 譲渡価額等

譲渡価額および事務委任手数料は、当事者間で自由に決定する。したがって、投資家たる金融機関の実質利回りは、自由に決定されることになる。

以上のような具体的スキームを含む作業部会の報告にまとめられた流動化策は、4月に都市銀行懇話会が提示した基本的な考え方に沿ったかたちで策定されている。

この作業部会の報告が6月6日に金融制度第二委員会です承されたのを受け、都市銀行懇話会は、6月9日にサブワーキンググループを設置し、その後、ワーキングを8回開催して商品案の検討が進められ、その成果をまとめた中間報告を9月20日の例会です承している。

この中間報告では、「譲渡契約書等の作成、事務処理の流れ、法的な契約構成など、実現に向けて必要なスキームについてはほぼ全面的に検討が加えられて」おり、「あとは会計処理の対応、大口融資規制、金融機関検査等にかかる行政当局の判断、流動化される債権の対象となる企業側の一般的な承諾などの調整を待つだけとなった」と報じている。

なお、作業部会の報告書は、一般貸付債権の流動化については、第二段階以降の検討課題としてつぎの3つの課題をあげている。

① 投資家の範囲の拡大

② 信託方式の活用

③ ローン・パーティシペーション (Loan Participation) の検討

あとがき

以上、銀行の経営諸比率のうち、海外に営業拠点をもつ銀行に昭和63年3月期分から適用されることになった自己資本比率規制の国際統一基準が導入されるにいたった経緯とその背景、国際統一基準の特徴、内容について概説し、この国際統一基準の最終目標基準とされた8%以上の達成、また自己資本比率の向上のための諸対策と課題、なお引き続き注目され、検討されている問題について整理してみた。

金融の自由化、国際化の流れは、銀行業務の自由化、多様化、国際化をおし進め、金融の一体化を生み出し、金利の自由化を進めている。それに伴って銀行の収益構造は変化し、信用リスクのみでなく各種のリスクは増大し、競争は激化し、銀行経営をめぐる金融環境は、ますます厳しくなっている。

このような状況のもとにおける自己資本比率規制の国際統一基準の導入は、今後の銀行経営

について現実的にかつ抜本的に見直すことを促す契機になっている。

(平成1年11月24日)

追 記

- (1) 『普通銀行の業務運営に関する基本事項等について』通達の一部改正について」(平成2年1月11日, 蔵銀第21号)によって, 昭和57年4月1日付蔵銀第901号「普通銀行の業務運営に関する基本事項等について」通達の別紙, 第4の3の(3)「転換社債の発行により調達した資金の用途は, 当該発行銀行の設備投資等にあて, 貸出等営業の原資として使用しないこと」が削除され, 銀行が転換社債を発行するさいの調達資金の用途制限が撤廃された。これを受けて「埼玉銀行は25日, 調達資金の用途制限のない転換社債を300億円(払込日は2月20日)発行すると発表した」(第1号), (日本経済新聞, 平成2年1月26日)。
- (2) 「大蔵省は, 銀行が保有する企業向けの貸出債権を小口の金融商品に分割して, 第三者に譲渡する『一般貸出債権の流動化』を3月から解禁する方針を固めた」(日本経済新聞, 平成2年1月22日)。
- (3) 「住友銀行は, 3月末払い込みの中間発行増資を最後に, 今後3年程度は大型の資金調達をしない方針を決めた。国際決済銀行(BIS)の定める自己資本比率規制を追加増資なしで乗り切れると判断した」(日本経済新聞, 平成2年1月24日)。

参考文献

- 徳田博美編著 『自己資本比率規制と銀行経営戦略の転換』 金融財政事情研究会 平成元年4月8日
- 『金融』 全国銀行協会連合会
- 『週刊 金融財政事情』 金融財政事情研究会
- 日本経済新聞 日本経済新聞社